

新旧対照表
(マチカマネーのチャージに関する付帯条項の改正)

2025年11月1日

改定後	改定前
第2条（定義） 本付帯条項における主な用語の定義は、次の各号の定めるところによる。 【削除】 【削除】 (1)「チャージ」とは、会員アカウントにマチカマネーを積み増しすることをいう。 (2)「加盟店」とは、原約款及び本付帯条項を承認の上、当社にまちペイ加盟店の申込みを行い、本決済サービスの利用及びマチカマネーのチャージを許諾された取扱店をいう。 (3)「加盟店運営者」とは、加盟店を運営する法人又は個人事業主をいう。 第3条（委託業務） 株式会社まちペイ（以下「当社」という。）は加盟店運営者に対し、マチカマネーのチャージ業務（以下「本業務」という。）を委託する。 【削除】 第23条（本付帯条項の変更）	第2条（定義） 本付帯条項における主な用語の定義は、次の各号の定めるところによる。 <u>(1)「マチピ」とは、株式会社まちづくり松山が発行するポイントのことをいう。</u> <u>(2)「マチケット」とは、株式会社まちづくり松山が発行するお買い物券をいう。</u> (3)「チャージ」とは、会員アカウントにマチカマネーを積み増しすることをいう。 (4)「加盟店」とは、原約款及び本付帯条項を承認の上、当社にまちペイ加盟店の申込みを行い、本決済サービスの利用及びマチカマネーのチャージを許諾された取扱店をいう。 (5)「加盟店運営者」とは、加盟店を運営する法人又は個人事業主をいう。 第3条（委託業務） 当社は加盟店運営者に対し、マチカマネーのチャージ業務（以下「本業務」という。）を委託する。 第23条（契約期間） 本契約の期間は、1年とし、契約期間満了の1ヶ月前までに当社又は加盟店いずれからも終了の申し出がない場合は、同一の条件で1年間更新するものとし、以後同様とする。 第24条（本付帯条項の変更）